

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成29年11月29日（水） 8：24～8：36

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

野田聖子 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

上川陽子 国務大臣（法務大臣）

河野太郎 国務大臣（外務大臣）

林芳正 国務大臣（文部科学大臣）

加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣，内閣府特命担当大臣）

齋藤健 国務大臣（農林水産大臣）

世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）

中川雅治 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

小野寺五典 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

吉野正芳 国務大臣（復興大臣）

小此木八郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

江崎鐵磨 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

松山政司 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

茂木敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

梶山弘志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

鈴木俊一 国務大臣

陪席者：西村康稔 内閣官房副長官

野上浩太郎 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 3件

○国会提出案件 4件

○政令 5件

○人事 2件

いずれも，案件表のとおり，決定となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、野上副長官から御説明申し上げます。

○野上内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「日米地位協定」第2条に基づく、米軍使用施設・区域の追加提供等について、御決定をお願いいたします。今回の案件は、陸上自衛隊及び米海兵隊部隊が日米共同訓練を実施するため、熊本県菊池郡菊陽町等の「健軍駐屯地」を追加提供するもの等、計5件であります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「サンマリノ国」及び「マルタ国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、恩赦2件について、御決定をお願いいたします。いずれも復権を行うものであります。

次に、「東日本大震災からの復興の状況に関する報告」について、御決定をお願いいたします。本件は、東日本大震災復興基本法に基づき、国会に報告するものであります。本件につきましては、後程、復興大臣から御発言があります。

次に、国立研究開発法人科学技術振興機構の「革新的新技術研究開発業務報告書」、独立行政法人日本学術振興会の「学術研究助成業務報告書」及び独立行政法人日本スポーツ振興センターの「スポーツ振興投票の収益使途報告書」を文部科学大臣の意見を付して国会に報告することについて、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、文部科学大臣から御発言があります。

次に、政令5件について、御決定をお願いいたします。まず、「児童手当法施行令の一部を改正する政令」は、所得税等における配偶者控除の見直しに伴い、「老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）」に用語を置き換える等、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、「地方自治法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法のうち、地方独立行政法人の業務への窓口関連業務の追加等の規定の準備行為規定の施行期日を本年12月2日と定めるものであり、「地方独立行政法人法施行令等の一部を改正する政令」は、同改正法の一部の施行に伴い、同業務に関する規定の整備等を行うものであります。

次に、「割賦販売法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を平成30年6月1日と定めるものであり、「同法施行令の一部を改正する政令」は、国が加盟店等に対して報告徴収できる事項を定める等の措置を講ずるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するもの外1件について、御決定をお願いいたします。

次に、小橋義郎外137名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

なお、元参議院議員櫻井新を従三位に叙するものがあります。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、復興大臣。

○吉野国務大臣：東日本大震災からの復興の状況に関する報告について申し上げます。

本報告は、東日本大震災復興基本法第10条の2に基づき、毎年、東日本大震災からの復興の状況を取りまとめ、国会に提出するものであります。

地震・津波被災地域の復興は、生活に密着したインフラの復旧の進展や産業・生業の再生により着実に進展しています。福島の復興・再生は、帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除され、本格的に始まっています。復興の進展に伴う地域や個人のニーズの多様化にきめ細かく対応することとしています。

現場主義に徹し、被災者に寄り添いつつ、東日本大震災からの復興、そして原発事故で被災した福島の復興・再生を更に加速化させてまいりますので、関係府省の引き続きの御協力をお願いします。

○菅国務大臣：次に、文部科学大臣。

○林国務大臣：平成28年度に国立研究開発法人科学技術振興機構が実施した「革新的新技術研究開発業務」、独立行政法人日本学術振興会が実施した「学術研究助成業務」及び独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施した「スポーツ振興投票に係る収益の使途」について申し上げます。

革新的新技術研究開発業務については、総合科学技術・イノベーション会議の決定に基づき、144億円を研究費等の執行に充当いたしました。

学術研究助成業務については、6万6,262件の研究課題に対して、912億円を交付いたしました。

スポーツ振興投票に係る収益の使途については、220億円をスポーツ振興のための助成事業に充当し、95億円を国庫に納付いたしました。

これらの業務及び収益の使途について、文部科学大臣として、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったとの意見を付しております。

なお、近年学術研究助成業務及びスポーツ振興投票に係る収益の使途に関して、一部に不適切な経費執行や不正受給が発生したことに鑑み、日本学術振興会及び日本スポーツ振興センターにおいて、不正防止に向けた取組を進めているところです。文部科学省としても、その取組が適切に行われるよう、しっかりと対処してまいります。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。松山大臣より御発言がございます。

○松山国務大臣：12月1日から来年5月31日まで実施する「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」について、御説明いたします。

青少年がインターネット上の有害情報に起因する犯罪被害やトラブルに巻き込まれることを防止するため、毎年、2月から5月にかけて、関係省庁、地方自治体、青少年育成団体や事業者団体等と連携し、スマートフォンやソーシャルメディアの安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を展開してまいりました。

この度、神奈川県座間市での殺人・死体遺棄事件の発生を踏まえ、フィルタリングの利用促進やインターネットリテラシーの向上に重点を置いた啓発活動を一層強力に推進するため、「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」として、1

2月から前倒し実施することといたしました。

また、春頃を予定していた改正青少年インターネット環境整備法の施行時期を2月に早めるとともに、フィルタリングに係る説明や有効化措置の事業者への義務付け等の内容の周知徹底を図るなど、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を強力に推進してまいります。閣僚の皆様におかれましては、本取組に御協力をいただきますようお願い申し上げます。

○菅 国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

繰下げ閣議案件 (平成29年
11月29日) (水)

◎一般案件

- 資料あり ○ 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び
安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに
日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」
第2条に基づく施設及び区域の一部返還，共同使
用及び追加提供について（決定） （防衛省）
- 資料なし ☆ サンマリノ国及びマルタ国駐箚特命全権大使片上
慶一に交付すべき信任状及び前任特命全権大使梅
本和義の解任状につき認証を仰ぐことについて
（決定） （外務省）
- 〃 ☆ 恩赦について（決定） （内閣官房）

◎国会提出案件

- 資料あり ○ 東日本大震災からの復興の状況に関する報告につ
いて（決定） （復興庁）
- 〃 ○ { 1. 国立研究開発法人科学技術振興機構平成28
年度革新的新技術研究開発業務に関する報告
書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
1. 独立行政法人日本学術振興会平成28年度学
術研究助成業務に関する報告書及び同報告書
に付する文部科学大臣の意見
1. 独立行政法人日本スポーツ振興センター平成
28年度スポーツ振興投票に係る収益の使途
に関する報告書及び同報告書に付する文部科
学大臣の意見
について（決定） （文部科学省）

◎政 令

- 資料あり ○ 児童手当法施行令の一部を改正する政令（決定）
（内閣府本府）

- 資料あり ○地方自治法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（総務省）
- 〃 ○地方独立行政法人法施行令等の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○割賦販売法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（経済産業省）
- 〃 ○割賦販売法施行令の一部を改正する政令（決定）（経済産業省・消費者庁）

◎人 事

- 資料なし ☆郡司英明外 3 名を判事兼簡易裁判所判事に任命し、判事兼簡易裁判所判事大澤 晃外 1 名を願に依り免ずることについて（決定）
- 資料あり ○津山工業高等専門学校名誉教授小橋義郎外 1 3 7 名の叙位又は叙勲について（決定）

[○署名あり ☆署名なし]